

# ウェスタ川越ワークショップ・情報コーナー 展示利用案内

## 展示パネルを使用した活動発表を募集中！

### 展示方法・展示内容

ウェスタ川越ワークショップ・情報コーナー内で展示パネルを設置し、公益的な市民活動に関する活動内容・成果発表・事業告知等を無料で掲示することができます。

### 展示利用申請対象団体

川越市内で公益的な活動を実施または活動を計画している市民活動団体等で、以下のすべてに該当すること。

1. 営利を目的としていない。
2. 5人以上の構成員で組織されている。
3. 宗教活動、政治活動、選挙活動を目的としていない。
4. 活動情報を公開することができる（ワークショップ・情報コーナーに設置している「団体情報ファイル」により団体のプロフィールを公開していただきます）。

### 利用申込み

利用希望日の3か月前から受け付けます。展示の7日前までに「ワークショップ・情報コーナー展示利用申込書」をウェスタ川越（1階総合案内）または地域づくり推進課（市役所本庁舎3階）へご提出ください。

### 利用期間

利用期間は原則2週間です（他に利用団体がいない場合は、さらに2週間を限度に延長可）。

### 展示パネルの仕様

貸出個数：4台  
サイズ：縦176cm×横86cm



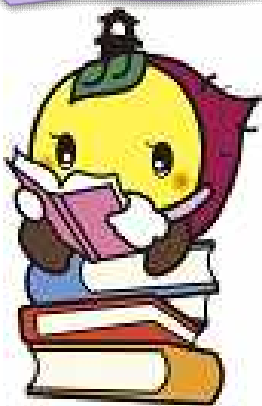
使用例（被災地への励ましカード展示の様子）

※机も4台まで貸出可能です！

メールやファクシミリでも受付できますので、まずは地域づくり推進課へお気軽にお電話ください！



「公益的な活動」ってどんな活動？



答え：特定の参加者やグループ内だけではなく、みんなの生活や環境に役立つ活動です。次のような活動があります。

- ①保健・医療・福祉
- ②社会教育の推進
- ③まちづくりの推進
- ④観光
- ⑤農村・漁村・中山間地域の振興
- ⑥学術・文化・芸術・スポーツの振興
- ⑦環境保全
- ⑧災害救援活動
- ⑨地域安全活動
- ⑩人権擁護・平和推進
- ⑪国際協力
- ⑫男女共同参画社会の形成促進
- ⑬子どもの健全育成
- ⑭情報化社会の発展
- ⑮科学技術の振興
- ⑯経済活動の活性化
- ⑰職業能力の開発・雇用機会の拡充支援
- ⑱消費者保護
- ⑲活動団体の運営・活動への連絡、助言、援助

答え：公益活動につながる展示、たとえば被災地に絵を送る、環境啓発の写真を掲示するなどは、展示対象になる場合があります。詳しくは地域づくり推進課へお問い合わせください。

絵や写真などの趣味の展示はできないの？



# 展示パネルご利用手順

## 展示利用申込書の提出

利用希望日の3か月前から展示の7日前までにウスタ川越または地域づくり推進課へ申込書を提出してください。

※申込書はウスタ川越の総合案内窓口でもお渡しできます。また、市ホームページからダウンロードすることも可能です。

※市ホームページ等に掲載するために設置状況の写真等の提出をお願いすることがあります。

## 展示計画の確認

パネルの設置場所や搬入時間、方法等についてウスタ川越と打ち合わせを行います。

## 展示終了の報告

展示が終了しましたら、ウスタ川越にご報告ください。

## 展示パネル利用ルール

- 1 展示時間**  
ウスタ川越ワークショップ・情報コーナー開設時間（午前9時～午後10時まで）  
なお、設置及び撤収の時間を含みます。
- 2 展示期間**  
1回の利用につき原則2週間までとし、他に展示利用者がいない場合は2週間で限度に延長できます。  
延長を希望する場合は、必ずウスタ川越1階総合案内または地域づくり推進課へご連絡ください（展示終了日の1週間前から受け付けます）。
- 3 申し込みの受付**  
利用日の3か月前から7日前までが申し込み受付期間です。なお、同一の展示期間に2団体以上の利用申し込みがあった場合は、原則先着順とします。
- 4 「団体情報ファイル」の作成**  
市民活動の情報発信、情報収集、団体同士の交流促進を図るため、ワークショップ・情報コーナーの本棚にある「団体情報ファイル」を作成し、団体のプロフィールを公開してください。  
※団体プロフィールの作成様式をご用意しております。まだ作成していない団体は、ウスタ川越1階総合案内または地域づくり推進課にお申し出ください。なお、展示パネルを利用しない団体も「団体情報ファイル」を作成することができます。
- 5 展示方法**
  - ① 展示物の搬入・展示は利用団体で行ってください。ただし、搬入時間、方法等をあらかじめ施設管理者と協議し、施設管理者の指示に従って展示を行ってください。
  - ② 展示物の搬入・撤収は、展示期間内に行ってください。
  - ③ 展示に必要な固定物（画鋸、テープ等）は、利用団体が用意してください。
  - ④ 展示パネルはミーティングスペースの利用を妨げないように設置してください。
- 6 展示物等の管理**  
展示物の破損、盗難、消失や作業中の事故については利用者の責任において対応してください。
- 7 利用制限**  
次のいずれかに該当する場合は、利用することができません。
  - ① 物品の販売その他商行為をするとき
  - ② 展示内容に法令や公序良俗に反する表現が含まれているとき
  - ③ 川越市または施設管理者が展示に不適であると判断した場合
- 8 損害賠償**  
展示にあたり、利用者が故意又は過失により施設の設備、備品等を毀損し、又は滅失したときは、その損害を賠償していただく場合もございます。
- 9 その他**  
利用団体が展示に伴う取材等を施設内で受ける場合は、事前に施設管理者に申し出てください。